

さるのと

NO.100 刊
月

第 五 輯 道 標、記念碑篇 第 五 号
昭和四十一年十月一日発行（非売品）
岡山県都窪郡吉備町東町二五字垣方呼電四三七番

吉 備 總 観 活 会

第 3 号 フラグ

備前、備中の境界石（その二）

備前、備中のさかひをなす瀬目川に架けてある旧国道の石橋の東詰の南側に二基の標識が打札である。これは前号に記した石標よりも大きく、十八粧角、高さ一五七粧ある。

二基とも同型にして、南と北へ列んで建植してある。南のものは東向に「従是東備前國久米村分」としてあり、北のものは西向に「従是西備中延友村」。と刻んである。

この久米村は昔岡山藩の田領地にして、津高郡に属して、たゞ後う脚津郡（津高、御野西郡合併）白石村となり、今は岡山市に編入されている。

延友村は昔岡山藩と浅尾藩（総社市）の田領地にして賀陽郡（後う吉備郡）に属して、たゞ、いまは都窪郡吉備町に編入された。

境界標の設定に就ては遺されくつゝる苗帳方手帳と「う古文書の中に

「津高郡西辛川村（御津郡一宮町）御境之石 元禄十二年達之」とあるが、延友 久米の境界石はそれより九年后の宝永五年（一七〇八年）に始めて施工したものである。この国境は昔から領域のことで、しばしば紛争をきたして、たゞ、偶元禄十五年に備中の近友と備前久米、今保西村の農民の間に「争議」が起り七年後の宝永五年に奉つて大内田村の庄屋孫四郎が仲介人となつて漸く調和が成立した。双方に取換れた議定書によると、「備中國加夜郡延友村、備前國津高郡今保久米西村国境相極為取替証文之事」。と書き、差出人は備前國津高郡久米村名主（徳川時代に各町村に置いた役人）野庭村薄一郎、同村五人共組頭七右エ門、同郡今村名主稱七郎、同村五人共組頭又右エ門、

同村大庄屋紫七郎（五人共組は徳川時代五戸を一組にした稱）の五人が連署し、備中實陽郡延友村の平四郎殿、同村庄三郎殿の二名宛に、宝永五年子四月六日の日付で、後日問題を起さぬよう誓約されている。この取り極めによつて国境に印杭を打ちんで領分を明かにしたのである。即ち潮川（足守川の流れをきす）の引船の渡（つまり引舟橋）今保村の乗船場から延友村の土手の西へ越す處までの境界は以前から確定して、別に争議はなかつたが、此際新しく国道（旧国道）の石橋まで瀬目川に沿うて東土手の土手下、或は土手上などに定位を打ち込んで明確したのである。一ヶ所毎に双方から一本宛ニ本を立てたのである。嘉永年間の古図によると都合八ヶ所、十六本を描りてある。しかる如文書には十三ヶ所、二十六本になつてゐる。それによると

南の引舟の渡場から

一 堤下葭野に打つ 二 岸上に打つ
一 堤腰中に打つ 二 岸上に打つ

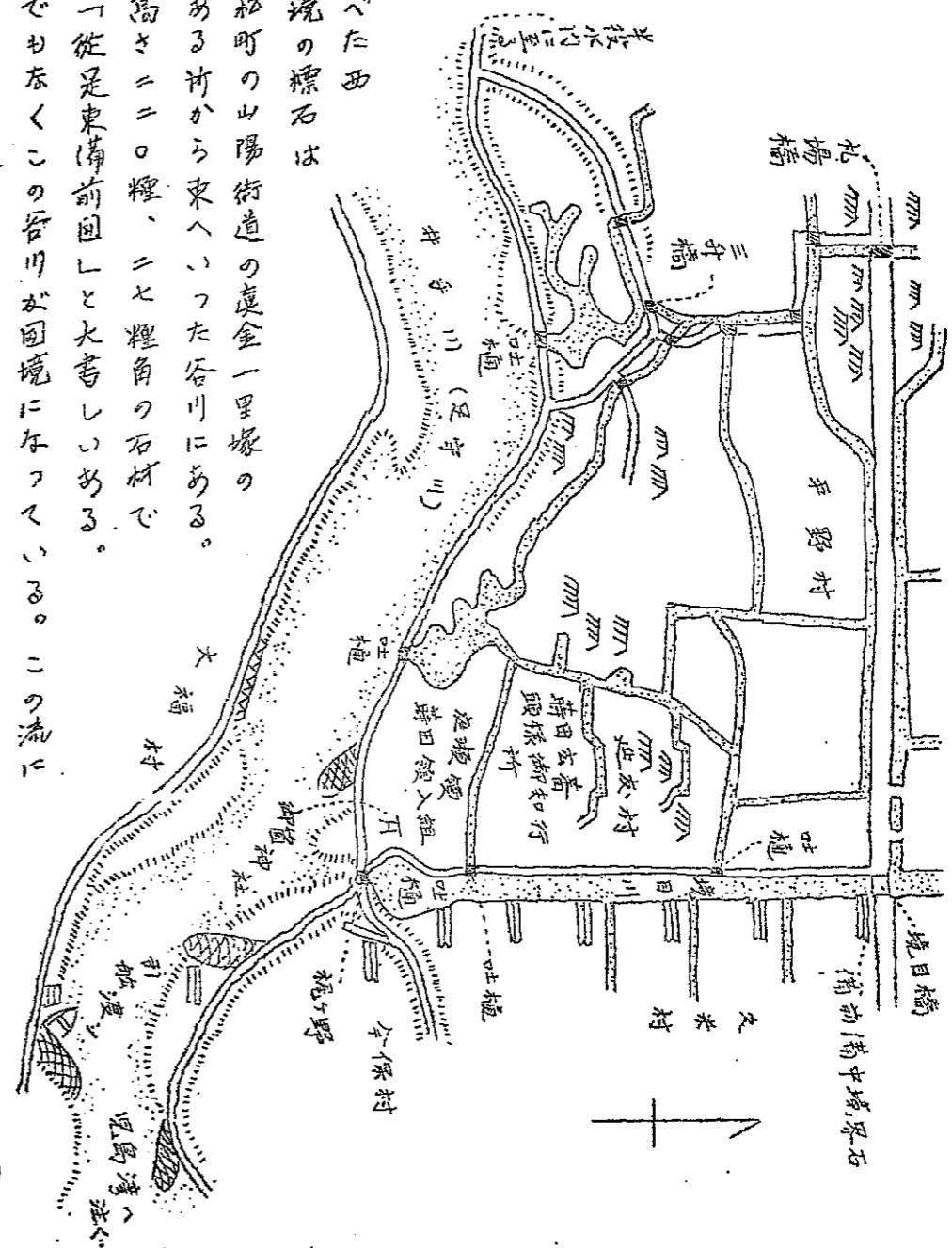
三 堤根に打つ

四 同
六 岸上に打つ
七八 岸下に打つ
八 岸上に打つ
九 同

となつてゐる。この堤柵は底藪藩初代板倉重高が就封してから十

年目のことである。初めは国道の境のみに石標を用ひて他は備前銀の分は三才角の栗材。備中領は六才角の杉材を使つていたが、後ちに腐蝕を度て全部石材に取り替えたのである。これが現在遺つてゐるものがあるが完全に残つて、ないが、ノブルが正しい柄数からかうな。最初は十三ヶ所であったうれい。残柵の石標は却百五十余年の長期間、黙々として国境線を守り手和な環境をつくつて、いたのである。

備前・備中國境署圖（文政年間の吉岡文寫）



前編

辛川林譜

、ま高松町の山陽街道の廻金一里塚の
櫻樹のある所から東へいつた谷川にあ

地上高さニニ〇糸、ニ七糸角ク石材で
表面ニ一従是東備前圓シと大書シテ居る。

「うまでもなくこの呂川が国境になつて、治^{スル}て南へ歩を進める」と吉浦のキルの聲^(ノ)

橋である。傍に歌碑がたてられてゐる。東と西の両面に「両國橋」と刻み、街道に面して北面には「野は日々にへうけゆく在も各川のほそき流れはなき残りけり 有田」「昭和六年一月廿五日」。とある。在の妻遷を歎悔してたてられたものである。

領城の争いは古今東西を問はず人間同志が生活のために流血の慘を極めまで確保しようとする事実は歴史上周知のことと思う。この吉備町では藩政時代にしばしば流血の慘のみなかつたが、みにくく、説教が起つてゐる。それは備前領に接して支配権が異つてゐるが原因であるがこれは宝永五年の回境に杭を打つて境界を明かに表示してから先づ嘉政年間に至つて、こんどは排水路のことにつけて問題が起つた。永東境川（境日川）は国境の流れにして元禄十四年の川浚の絵図面によると賀陽郡（吉備郡）の悪水は備前領内の白石川（英瀬川）の白石橋の下手に吐植（植内）があり、備前、備中地内の悪水抜きとして川幅十間もあり、別に支障も起らなかつたが、嘉政の初年に備中側が英瀬川へ潮川といふ一ヶ堤防を修覆し、また年後にある防潮水門を設けたことから爭議が始まつた。それは備前領に屬する今保一帯の新田は底濕地にして平素にても潮の干満に悩まされてゐる上に、一朝大洪水があつた場合は賀陽郡の奥地から吐き出ずる濁流は氾濫して備前領に向つて流れ込み、その影響は甚だしいので、備中側へ半役の水門の取扱を要求したが備中側は羨眼せず堵があつたので遂に備前側は境川の東岸に右くみあつた堤防を二ヶ際一層高く築きあげて備中側の排水を防ぐような築堤工事を進めたのである。こんどは備中側があつまらず、もし現在よりも堤防を高くせらばては洪水に溢れた水は

○
容易に海に入らず永く領内に淀んで田畠を冠水し、農家は水浸となり被害を増大するばかりである。とつて互に紛争したので今保村外周係の四ヶ村が立ちあつて備中側の庭瀬町外七ヶ村を相手としてその筋へ訴訟を提起したのである。この事件はこじれて幕府まで持ち込まれた。役人方々現場へ出張して双方の言分を糾し、また実地にてて嚴重な調査を行つた。その結果として境川の修築はもとの如く堵りたまゝ、排水も從未通り流し、一方牛役の潮水門も一重の植門であるから差レちり適当に取扱、破損の際は充分普請に注意するよう取り計ら條件で双方円満に和解し、再び論争のないようい渡された。若レニ化に遭反する時は如何なる处罚をも甘受するといふ文面の誓約書を関係各町村の庄屋が連判で一札入れてある。

この誓約書は潮川（庭瀬川）境川（境目川）に関する「新堤出入御裁許書」という長文の判决書ともみるべきもの（全文省略）その差末の調印者の氏名を列記する

梅平上総介（沼田省政）領分備前国津高郡今保村外四ヶ村

（一七九五） 突政七年三月十三日 訴訟方
相手方 総代 今保村 庄屋 平六郎
白石村百姓代 平右エ門

枝倉主水佑（枝倉勝喜）備中國賀陽郡庭瀬町外三ヶ村
總代 四入村大庄屋 源左衛門（大養）

西花尾村庄屋 要助（木田）

枝倉主水佑領分藤田弘蕃頭知行 同郡延友村
枝倉主水佑領分 藤田武郎知行 同郡平野村

總代 延友村 庄屋 忠五郎（難波）

（庄屋嘉四郎
（難波））

とある。本文によると原告側の言方が後退し、被告側に有利な判决が下つてゐる。この訴訟は三年もかかつてゐる。訴訟方は大藩であり相手方は小藩と旗本の集まりの争いなので不利の立場にあつたが、理説的根據があれば小人といへども恐れることはない。最右には勝利を得るものである。これは当否にも適用する事極である。

この御裁許書は後日の証據書類として用水路に關係ある各町村が一年毎の順番で保管する二つに分つてある。それは西花尾村、東花尾村、延友村、東平野村、平野村、中田村、庭瀬町、浜川町、下浜川村の七ヶ町七ヶ村である。御用の筋は立会いを以て次村へ大切に廻すことになつてゐる。最初は寛政七年三月より西花尾村に、翌八年六月まで保管しそれより東花尾村へ廻し六月を期間に定めてゐる。この制度は明治八年十月庭瀬町を最後に、八十年間続いて中止してしまつた。因にこの地域は昔から水量の豊富な十二ヶ御用水路をもち充分な灌漑用水に恵まれてゐるので用水關係で争議を醸した例は記録にみなしがその反対に悪水流通口について紛争をきたしてゐるのである。これは新聞の土地であり低湿地なるが原因であつたと考えられる。

十二ヶ御用水路修理につけて（第八輯河橋篇十二ヶ御用水路参照）

これは古文書として遺つてゐる明和、嘉永、慶應のものである。
用水路開木定め寸法の事

三、

為取替議定書の事

西花尻村 庄屋 太田助内
中田村 庄屋 野崎金右衛門
中塩川村 難波忠五郎
延友村 東平野村 太田仙左衛門
日烟村 庄屋 太田元四郎
庄屋 大森喜八郎

西花尻村 庄屋 太田助内
中田村 庄屋 野崎金右衛門
中塩川村 難波忠五郎
延友村 東平野村 太田仙左衛門
日烟村 庄屋 大森喜八郎

賀陽郡井尻野村字西原新開並ニ畑下ヶ池江^(用)養水取入方之儀取扱人立入稟勘年之上用水

筋差障立儀聊たり共致間敷鋪事

一、去ル安政六年役人立入取渡の場所江幅三尺五寸の溝筋堀立可申以得共取入口儀者小井手より捨入間上手ニ而平水之夫より底江底尺方之石穴を仕立夫より取入且薄扉之儀は曲瀬口元川江落込ム様可致事

一、取入口左右石垣ニ仕立流水共儀取入聊蓋水行差障の儀致間飾自然取締不咸之儀是当り以得は其御筋向江申立の上浅尾領人足を以速に取渡可申以最及延引候ハバ御中人夫ニ而取計以共申分無之以事但類例出來以節は此方差支ニ不相成様示談の上取計可申事

一、小井手捨山掛ケノ儀者古形嚴重ニ取計可申事

一、御益喰は玄米六石宛差出可申以最其年七相應を以極力年備より差立可申事

右之通一同立会致熟詭以履相違無之以依而議定書為取替置候處如件

桜井久之助御代官所(天鏡地・倉敷に陣所あり)

鶴字郡下庄村 庄屋 平松一之祐

^印 幸龜

同郡上庄村 庄屋 内田八助

^印 廉淳

同郡 日烟村 庄屋 大森喜八郎

^印 桑綱

同郡 山地村 庄屋 内田光三郎

^印 義敬

同郡 大内田村庄屋 公森友吉郎

^印 印在レ

同郡 西郡村名主 守安甚蔵

^印 重興

同郡 南溝守村庄屋 小山七郎右エ門

^印 長豊

同郡 東花尻村 庄屋 林 庄右エ門

^印 光是

同郡 賀陽郡延友村 大庄屋 難波忠五郎

^印 明興

同郡 賀陽郡延友村 大庄屋 大田仙右エ門

^印 忠常

同郡 花房近江守様知行所都宇郡加恭村 庄屋 片山光右エ門

^印 武徳

同郡 蒲田相模守様領分 賀陽郡延友村 大庄屋

^印 あわり

同郡 鷺川主馬助様領分 都宇郡撫川村 庄屋

^印 あわり

同郡 花房近江守様知行所都宇郡加恭村 庄屋

^印 あわり

印には次の下の名及び譜書
で墨内で押してある。

松平備前守領分窓屋郡溝口名主 間野安右エ門
板倉伊賀守様領分 賀陽郡八田郡村庄屋
木下備中守様領分 同郡 山田村 庄屋 六郎左エ門^印 萬陣
板倉根津守様領分 同郡 西郡村名主 守安甚蔵
同郡 賀陽郡高塚村 庄屋 渡辺善右エ門^印 長式
同郡 南溝守村庄屋 小山七郎右エ門^印 長豊
同郡 東花尻村 庄屋 林 庄右エ門^印 光是
同郡 賀陽郡延友村 大庄屋 難波忠五郎^印 明興
同郡 賀陽郡延友村 大庄屋 大田仙右エ門^印 忠常
同郡 花房近江守様知行所都宇郡加恭村 庄屋 片山光右エ門^印 武徳

(おわり)ニの頂未完

吉備町吉備小学校前

雜誌
書籍
文房具

自黒郁文堂

喫茶食事
Meiji

明治

吉備局
電三五番